

食料・農業・農村基本法の一部を 改正する法律案について

農林水産省において行ってきた食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について、これまで4回にわたり、農林水産省大臣官房政策課より御寄稿いただきました。今年の2月27日に「食料・農業・農村基本法の一部改正する法律案」が閣議決定され、第213回国会に提出されました。本テーマの最後に、改正法案の内容について取り上げていただきましたので、御紹介します。

農林水産省大臣官房政策課
企画官



加集 雄也

1. はじめに

これまで4回にわたり、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）制定の背景やこれまでの情勢変化、基本理念や具体的施策の見直しの方向についてご紹介しました。こうした内容を踏まえて検討を進め、今年の2月27日に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第213回国会に提出されました。

2. 改正法案の内容

基本法の制定から4半世紀が経過する中で、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口の減少などの食料・農業・農村をめぐる情勢の変化が生じ、基本法制定時の前提が大きく変化してきました。こうした変化を踏まえて食料・農業・農村施策を講ずることができるよう、基本理念や関連する基本的施策を見直すこととしています。

(1) 基本理念

まず、食料安全保障を基本理念の柱の一つとして位置付け、全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加えて、国民一人一人がこれを入手できるようにすることを含むものへと再整理しています。

また、国内人口が減少する中であっても、食料安全保障の観点から、国内の農業生産の増大を基本に、輸入・備蓄を行うという食料安定供給の基本的考え方は堅持することとし、その上で、食料安定供給を図る上での生産基盤等の重要性、国内供給に加えて輸出を通じた食料供給能力の維持、安定的な輸入・備蓄の確保といった新たな視点も追加しています。

また、食料の安定的な供給に向けては、農業生産の基盤や食品産業の事業基盤等が確保されていることが重要であるとし、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業が発展し、これを通じて食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定しています。

加えて、食料の合理的な価格の形成にあたっては、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携して行う一連の活動を「食料システム」と定義し、その関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならぬことを明確化しています。

環境と調和のとれた産業への転換に向けては、食料システムが環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境への負荷の低減が図られ、環境との調和が図られなければならない旨を規定しています。

農業の持続的な発展に関して、人口減少に伴う農業者の減少や、気候変動等、農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、今後のあるべき農業生産の姿として、生産性の向上、付加価値の向上、環境負荷低減の3点を農業生産の目指すべき方向性として新たに規定しています。

農村の振興に関しては、人口の減少等、農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されるよう、農村の振興が図られなければならないとの視点を追加しています。

以上のように基本理念を再整理した上で、各分野について具体的な施策の方向性を定めています。

このほか、食料安全保障の確保等に向けて、関係団体が果たす重要な役割も明確化しています。

また、食料安全保障の抜本的な強化を図るにあたり、食料安全保障上の様々な課題の性質に応じて評価を行う必要があることから、食料・農業・農村基本計画において、食料自給率に加え、食料安全保障の確保に関する目標を設定することとしています。平時から食料安全保障の状況を定期的に評価することが重要との考えの下、毎年これ

らの進捗状況を公表すること等を通じて、PDCA サイクルを回す仕組みを導入するなどの見直しを行うこととしています。

(2) 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する、円滑な食料の入手のための幹線物流やラストワンマイル等の確保
- ② 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開
- ③ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進
- ④ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護
- ⑤ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進
- ⑥ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施

(3) 農業の持続的な発展

農業の持続的な発展に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者を位置付け
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力

向上、労働環境の整備、自己資本の充実

- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品种の開発などによる「生産性の向上」
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応

(4) 農村の振興

農村の振興に向けた施策の方向性として、以下のような内容を新たに規定しています。

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進
- ③ 中山間地域の振興に資する農村 RMO の活動促進
- ④ 農福連携、鳥獣害対策

- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備

3. おわりに

以上の内容を取りまとめた基本法改正法案については、今後国会でご審議いただくこととなっております。

また、基本法の改正内容を実現するために必要な法案として、

- ① 不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みを創設する「食料供給困難事態対策法案」
- ② 農用地区域の変更に係る国の関与の強化や、食品事業者と連携する場合の農地所有適格法人の資金調達の円滑化等により、農地の総力確保と適正・有効利用を図る農地法制の見直し（農業振興地域の整備に関する法律等の改正）
- ③ スマート農業を振興するための新たな法的枠組みを創設する「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律案」
- ④ 食品原材料の調達安定化を促進するために新たな金融・税制措置の整備等を行う「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」

の、合計4本の法律案を提出しております。

国会に提出された「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」や、今回ご紹介した関連の4法案の概要や条文等については、下記よりご覧いただけます。

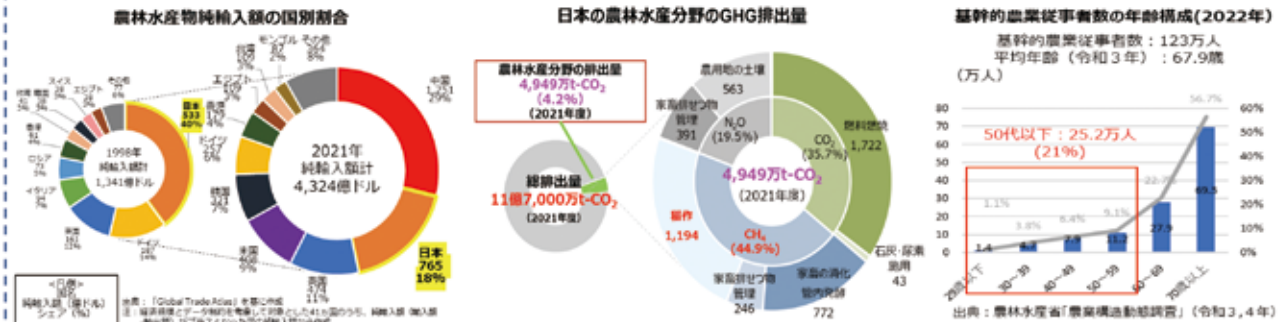


(農林水産省ホームページ)

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。



法律案の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)(第22条関係)
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾患・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)